# 令和元年度第3回五島市農業委員会総会会議議事録

<b>小</b> 井	Н
公衣	H

開会日時	令和元年6月26日 午後2時00分											
閉会日時	令和元年6月26日 午後3時40分											
場所	五島市役所3階大会議室											
	1	南	忠明	2	田口	幸博	3	山﨑	早苗	4	平田	光昭
農業委員	5	荒木	富男	6	今里	誠一	7	中村	耕二	8	山本	実雄
出席委員 (18名)	9	古里	善秀	1 0	山下	富雄	1 1	谷川	基晴			
	1 3	角田	隆章	1 4	上村	孝幸	1 5	岩田	弘孝	1 6	尾崎	初雄
	1 7	林	賢市	18	寺坂	誠一	19	山田	勝久			
欠席委員	1 2	奈留	敏弘									
(1名)												
推進委員												
出席委員												
(—4)												
欠 席 委 員 (—名)												
署名委員	6	今里	誠一	16	尾崎	初雄						
	事務局長:田脇栄二 農地係長:梅木広成 主査:阿野舞子 事務職員:伊東瑞樹 嘱託員:井川勝										井川勝博	
事務局	分室 富 江:伊賀紀子主幹 三井楽:野口作実係長 岐 宿:月川美香主査 玉之浦:平田華子主事											

	議	題	件	名	結	果
上程案件及び処理結果	議案第	14 号	農地法第3条の規定による記	午可申請について	可	決
	議案第	15 号	豊地法第 5 条の規定による記 ついて	可	決	
	議案第	16 号	農地法第4条、第5条の規定	可	決	
	議案第	17 号	豊業経営基盤強化促進法第1 計画の決定について	可	決	
	議案第	18 号	豊地中間管理事業の推進に関 地利用配分計画(案)に対する	関する法律第 19 条の規定に基づく農用 る意見について	可	決
	議案第	19 号	保安林指定に係る農業委員会	会の意見について	可	決
	議案第	20 号	農地利用状況調査に係る非別	豊地の判断について	可	決

# =午後2時00分 開会=

#### □事務局長

それでは、令和元年度第3回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者 数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、12 番奈留敏弘委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 18 名となります。

よって、五島市農業委員会総会 会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

#### 〇議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、令和元年度第3回五島市農業委員会総会を開会いたします。

# 〇議長

それでは、議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

#### □事務局

1ページと2ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下 限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

# 〇議長

それでは、議案第 14 号の 1 番と 2 番を審議いたします。なお、本案については〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

— 〇〇番〇〇〇〇委員:退席 —

# 〇議長

事務局の説明を求めます。

#### □事務局

3ページをご覧ください。

議案第14号

1番 土地の所在地:〇〇町〇〇番 畑1筆 1.328 ㎡

譲受人: 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人: 〇〇市〇〇 〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由: 弟より譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由: 市外に居住し耕作管理できないので兄に譲り渡す。

契約内容: 贈与

次に、6月17日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

# 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

# 〇議長

では、採決いたします。議案第14号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。 — 賛成委員は挙手—

# 〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は許可されました。

#### 〇議長

次に、議案第14号の2番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

# □事務局

2番 土地の所在地:〇〇町〇〇番 畑1筆 619 ㎡

譲受人: 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業兼会社員

譲渡人: 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 漁業

譲受理由: 耕作に便利な当該地を譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由: 規模拡大を支援する。 契約内容: 売買 対価〇〇万円

次に、6月17日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

# 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

# 〇議長

では、採決いたします。議案第14号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。 — 賛成委員は挙手—

# 〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって2番は許可されました。〇〇番 〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

— 〇〇番〇〇〇〇委員:出席 —

# 〇議長

次に、議案第 14 号の 3 番を審議いたします。なお、本案については〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

— 〇〇番〇〇〇〇委員:退席 —

# 〇議長

事務局の説明を求めます。

# □事務局

3番 土地の所在地:○○町○○ ○○番 田1筆 650 ㎡

譲受人: 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 会社員兼農業

譲渡人: 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲受理由: 兄より譲り受けて規模拡大を図る。 譲渡理由: 弟に譲り渡して規模拡大を支援する。

契約内容: 贈与

次に、6月17日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

# 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

# 〇 〇〇委員

名前が『〇〇』じゃなくて『〇〇』になっている。

#### □事務局

すみません。印刷のミスです。コピー機の調子が悪くて、縦線が消えています。『〇〇』で訂正をお願いします。他にも何かあったら、ご指摘お願いします。

#### 〇議長

では、採決いたします。議案第14号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。 — 賛成委員は挙手—

# 〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって、3 番は許可されました。〇〇番 〇〇〇〇 委員の除斥を解き、出席を求めます。

— 〇〇番〇〇委員:出席 —

#### 〇議長

次に、議案第14号の4番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

# □事務局

4番 土地の所在地:○○町○○ ○○番 田1筆 1,930 ㎡

譲受人: OO町OO OO番地 OOOO 農業 譲渡人: OO町OO OO番地 OOOO 農業

譲受理由: 兄より譲り受けて規模拡大を図る。 譲渡理由: 弟に譲り渡して規模を縮小する。

契約内容: 贈与

次に、6月17日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

#### 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

# 〇 〇〇委員

○○番もそうなんですけど、旧福江市以外は『字』を入れないといけないんじゃないですか。登記簿謄本を見てもらえれば、昔の郡部は『字』を入れるよう正式にはなっていると思うんですけど。

#### □事務局

登記簿上では、旧福江市は『字』は載っておりません。旧町に関しては『字』は載っています。但し、私の説明では字名ということで考えています。

# 〇議長

では、採決いたします。議案第14号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。 ―賛成委員は挙手―

# ○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、4番は許可されました。

#### ○議長

次に、議案第14号の5番から7番については、関連がありますので一括して審議いたし ます。事務局の説明を求めます。

# □事務局

5番 土地の所在地:○○町○○ ○○番 畑、外畑1筆 2筆合計1,089㎡

〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 会社員兼農業 譲受人:

譲渡人: 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 無職 譲受理由: 当該地を譲り受けて農業経営を開始する。 譲渡理由: 高齢により経営規模を縮小するため譲り渡す。

契約内容: 売買 対価2筆合計〇〇万円

#### 続きまして

6番 土地の所在地:〇〇町〇〇 〇〇番 田1筆 2.657 ㎡

借受人は5番と同一となっております。

貸出人: 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 自営業 借受理由: 父から借り受けて農業経営を開始する。 息子に貸し付けて新規就農を支援する。 貸出理由:

契約内容: 5年間の使用貸借

続いて4ページをお開き下さい。

7番 土地の所在地:○○町○○ ○○番 田1筆 1.297㎡

借受人は5番と同一となっております。

〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業 貸出人: 借受理由: 叔父から借り受けて農業経営を開始する。

甥に貸し付けて新規就農を支援する。 貸出理由:

契約内容: 5年間の使用貸借

次に、6月18日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりま す。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、 また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべき との意見でありました。以上です。

# 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

一質疑応答:なし一

# 〇議長

では、採決いたします。議案第14号の5番から7番を許可することにご賛成の方は挙

手願います。

# ―賛成委員は挙手―

# 〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって5番外2件は許可されました。

#### 〇議長

次に、議案第 14 号の 8 番と 9 番については、関連がありますので一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

# □事務局

8番 土地の所在地:〇〇町〇〇 〇〇番 畑1筆 6,914㎡

借受人: 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 団体職員兼農業

貸出人: OO町OO OO番地 OOOO 漁業 借受理由: 叔父から借り受けて農業経営を開始する。

貸出理由: 甥に貸し付けて新規就農を支援する。

契約内容: 5年間の使用貸借

#### 続きまして

9番 土地の所在地:〇〇町〇〇 〇〇番 畑、外畑1筆 2筆合計 2,078㎡

譲受人は8番と同一となっております。

譲渡人: 〇〇市〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇 無職

譲受理由: 当該地を譲り受けて農業経営を開始する。 譲渡理由: 市外に居住し耕作管理できないので譲り渡す。

契約内容: 売買 対価2筆合計〇〇万円

次に、6月18日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っております。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

# 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

# 〇議長

では、採決いたします。議案第 14 号の 8 番と 9 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

# 〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって8番外1件は許可されました。

#### ○議長

次に、議案第14号の10番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

### □事務局

10番 土地の所在地:〇〇町〇〇 〇〇番 畑1筆 13,072 ㎡

借受人: 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業

貸出人: 〇〇町〇〇 〇〇番地、〇〇番地 〇〇〇〇 農業

借受理由: 祖父から借り受けて農業経営を開始する。

貸出理由: 孫に貸し付けて新規就農を支援する。

契約内容: 5年間の使用貸借

次に、6月18日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っております。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

# 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

# 〇議長

では、採決いたします。議案第 14 号の 10 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

#### ―賛成委員は挙手―

#### 〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって 10 番は許可されました。

#### ○議長

次に、議案第14号の11番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

# □事務局

11番 土地の所在地:〇〇町〇〇 〇〇番 田、外田1筆 2筆合計5,959㎡

譲受人: 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 自衛官譲渡人: 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 会社員

譲受理由: 退職が近まり、親戚より当該地を譲り受けて農業経営を開始する。

譲渡理由: 会社勤めのため耕作できないので譲り渡す。

契約内容: 売買 対価2筆合計 〇〇円

次に、6月17日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っております。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

#### 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

### 〇議長

では、採決いたします。議案第 14 号の 11 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

#### ―賛成委員は挙手―

# 〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって 11 番は許可されました。

# 〇議長

次に、議案第 15 号の農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見についての 1 番を審議いたします。なお、本案と議案第 16 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見について、1 番については関連があり、そのほか 2 番についても一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

#### □事務局

議案説明の前に農地法第 4 条・5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。5 から 6 ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設 定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

また、本日の議案にもありますが、集落に接続して設置される住宅等は、例外的に許可 をすることができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改 良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

まずは、7ページの議案第15号の1番をご説明いたします。

本案は、平成9年2月25日付けで住宅用地として農地法第5条の転用許可を得た案件でありますが、当初計画者が、親を介護するため生活拠点用に購入した土地でありましたが、住宅建設前に親が亡くなったため建設及び帰郷を断念しました。当該理由により承継者による農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。

所 在:〇〇町〇〇番 畑 231 m 第 2 種農地

承 継 者: 〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

当初計画者:〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇

転用目的 :(変更前)住宅用地 (変更後)住宅用地

付近状況図、配置図につきましては、議案第16号の1番でご説明いたします。

それでは、8ページの議案第16号の1番をご説明いたします。

所 在:〇〇町〇〇番 畑 231 ㎡ 第2種農地 譲受人:〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

譲渡人:〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇

転用目的:住宅用地

契約内容:売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から北西へ約 180mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内あります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、ブロック塀がすでに設置されており、土砂等の流失の恐れはなく、申請地近隣には耕作している農地が無く、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は水路放流とし、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、9ページの議案第16号の2番をご説明いたします。

所 在:〇〇町〇〇番 畑 181 m 第1種農地

譲受人:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 譲渡人:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的:住宅用地

契約内容:売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南へ約 500mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、隣接地は、強固な土留工事を行うことにより、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、近隣農地とは、約3mの緩衝地を設ける計画であります。また、建物の高さを4.8m程度とすることで、日照・通風・営農等影響はないと思われます。雨水排水は溜枡処理とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。以上です。

#### 〇議長

次に、議案第 15 号の 1 番と議案第 16 号の 1 番と 2 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 15 号の 1 番と議案第 16 号の 1 番と 2 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

#### □ ○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第15号の1番及び議案第16号の1番と2番について、 当協議会は去る6月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 15 号の 1 番 所 在:〇〇町〇〇番

承継者:0000

当初計画者: 〇〇〇〇

転用目的:(変更前)住宅用地 (変更後)住宅用地

議案第16号の1番

所 在:〇〇町〇〇番

申請者:〇〇〇〇 転用目的:住宅用地

議案第16号の2番

所 在:〇〇町〇〇番

申請者:〇〇〇〇 転用目的:住宅用地

議案第15号の1番は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請は、やむを 得ないと認められる。

議案第 16 号の 1 番の申請地は、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。

議案第 16 号の 2 番の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地で、集落に接続する農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。

よって農地法第5条の農地転用許可基準により、第15号の1番は、承認相当、第16号の1番及び2番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

# 〇議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

一質疑応答:なし―

#### 〇議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 15 号の 1 番に対する地区協議会会長報告は、 承認相当、議案第 16 号の 1 番から 2 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当でありま す。地区協議会会長報告のとおり、承認相当及び許可相当とすることにご異議ございませ んか。

―「異議なし」という発言あり―

# 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号の 1 番は承認相当、議案第 16 号の 1 番外 1 件は許可相当と決しました。

# 〇議長

次に、議案第 16 号の 3 番を審議いたします。本案については、〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

— 〇〇番〇〇〇〇委員:退席 —

# 〇議長

事務局の説明を求めます。

#### □事務局

最後に、10ページをご覧ください。

議案第16号の3番をご説明いたします。

所 在:〇〇町〇〇番 畑 373 m 第2種農地

譲受人:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 譲渡人:〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的:住宅用地

契約内容:売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約 200mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、盛土を最高 0.3m、最低 0.2mの土地造成を施工し、北側及び南側の境界周囲にブロック塀を設置することにより、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、建物の高さを 5m程度と加減しますので、近隣の日照・通風・耕作等にも影響はないと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

#### 〇議長

次に、議案第 16 号の 3 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会 長報告のあとに行います。それでは、議案第 16 号の 3 番に対する〇〇地区協議会会長の報 告を求めます。

# □ ○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 16 号の 3 番について、当協議会は去る 6 月 17 日、現 地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第16号の3番

所 在:〇〇町〇〇番申請者:〇〇〇〇 転用目的:住宅用地

本案の申請地は、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。

よって農地法第5条の農地転用許可基準により、第16号の3番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

# 〇議長

○○地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。 —質疑応答:なし—

# 〇議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第16号の3番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

#### 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号の 3 番は許可相当と決しました。〇〇番 〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

— 〇〇番〇〇〇〇委員:出席 —

#### 〇議長

次に、議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

#### □事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。 11、12ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。13ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田36筆、畑35筆の計71筆で、面積が146,546㎡。所有権移転につきましては、田5筆、畑7筆で、面積が25,764㎡となっております。以上です。

#### 〇議長

それでは、利用権設定の1番を審議いたします。本案については、〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

— 〇〇番〇〇〇〇委員:退席 —

# 〇議長

事務局の説明を求めます。

#### □事務局

14ページをご覧ください。

1番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地: 畑3筆 9,514㎡ 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の① の各要件を満たしていると考えます。以上です。

# 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

# 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 17 号 利用権設定の 1 番は、原案のとおり可決 することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

#### 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号 利用権設定の 1 番は、原案のとおり可決 されました。〇〇番 〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

— 〇〇番〇〇〇〇委員:出席 —

# 〇議長

次に、議案第 17 号 利用権設定の 2 番 1 から 14 番、所有権移転の 15 番 1 から 16 番を 審議いたします。事務局の説明を求めます。

# □事務局

2番 1 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇

利用権を設定する者: 〇〇〇〇 利用権を設定する土地: 畑1筆

- 0000 畑1筆 2番2
- 2番3 0000 畑1筆
- 2番4
- OOOO畑3筆OOOO畑1筆 2番5
- 2番6 0000 畑 7 筆
- 2番7 0000 畑2筆
- 2番8 0000 田2筆

以上2番1から2番8の面積合計は田2筆、畑16筆 43,477㎡ すべて新規で、契約内容は2番5が使用貸借権、その他が賃貸借権となってお ります。

2番各号につきましては中間管理事業によるものです。

3番1 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者

> 利用権を設定する者: 〇〇〇〇 利用権を設定する土地: 畑2筆

3番2 〇〇〇〇 畑3筆

3番3 〇〇〇〇 畑1筆

3番4 〇〇〇〇 外3名 畑2筆 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。 3番5 0000 畑1筆 3番6 0000 畑2筆 3番7 0000 畑1筆 3番8 畑1筆 0000 以上3番1から3番8の面積合計は畑13筆 33,175㎡ すべて更新で、契約内容は賃貸借権となっております。 4番1 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 担い手 利用権を設定する者: 0000 外1名 利用権を設定する土地: 田1筆 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。 0000 田1筆 4番2 4番3 0000 田1筆 以上4番1から4番3の面積合計は田3筆 1.371㎡ すべて新規で、契約内容は使用貸借権となっております。 5番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する者: 0000 利用権を設定する土地: 田1筆 1,540 ㎡ 更新で契約内容は使用貸借権となっております。 6番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する者: 0000 利用権を設定する土地: 畑1筆 3,053㎡ 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。 7番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 担い手 0000 利用権を設定する者: 利用権を設定する土地: 田1筆 2,026 ㎡ 更新で、契約内容は使用貸借権となっております。 8番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する者: 0000 利用権を設定する土地: 畑1筆 2,822 m<sup>2</sup> 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。 9番1 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する者: 0000 利用権を設定する土地: 田3筆 9番2 0000 田1筆 9番3 田7筆 0000 9番4 0000 田1筆 9番5 0000 田1筆 9番6 0000 田 2 筆 以上9番1から9番6の面積合計は田15筆 14,202㎡ 9番2が新規で、契約内容は使用貸借権、その他が更新で、賃貸借権となって おります。 10 番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 担い手

0000

利用権を設定する者:

利用権を設定する土地: 田1筆 2,289 ㎡ 更新で契約内容は賃貸借権となっております。

11番 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地: 畑1筆 2,425 m<sup>2</sup> 新規で契約内容は賃貸借権となっております。

12番1 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者: 〇〇〇〇 利用権を設定する土地: 田3筆

12番2 OOOO 外2名 田3筆 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。 以上12番1から12番2の面積合計は田6筆 13,978 ㎡ すべて更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

13番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地: 田2筆 5,182 m<sup>2</sup> 新規で契約内容は使用貸借権となっております。

14番 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する者: 〇〇〇〇

利用権を設定する土地: 田5筆 11,492 m 新規で契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転を説明します。

15番1 所有権の移転を受ける者:〇〇〇〇 担い手

所有権を移転する者: 〇〇〇〇

所有権を移転する土地: 田2筆、畑1筆

15番2 田3筆、畑3筆

15番3 畑2筆

以上、15番1から15番3の面積合計は田5筆、畑6筆 17,581 m 契約内容は売買で対価は合計〇〇万円となっております。

16番 所有権の移転を受ける者: 〇〇〇〇 認定農業者

所有権を移転する者: 〇〇〇〇

所有権を移転する土地: 畑1筆 8.183 ㎡

契約内容は売買で対価は〇〇万円となっております。

以上、2 番 1 から 16 番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第 4 の 1 の (1) の (1) の (1) の (2) の (3) の (3) の (4) の (4) の (4) の (5) の

#### 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

#### 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 17 号 利用権設定の 2 番 1 から 14 番、所有権移転の 15 番 1 から 16 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

# ―「異議なし」という発言あり―

#### 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号 利用権設定の 2 番 1 外 34 件、所有権移転の 15 番 1 外 3 件は原案のとおり可決されました。

#### 〇議長

次に、議案第 18 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用 地利用配分計画(案)に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求め ます。

# □事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。21 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権 を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計 画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 17 号 2 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。22ページをご覧ください。

- 1番 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する土地:畑4筆 12,431 ㎡ 契約内容は1番4が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。
- 2番 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇 担い手 利用権を設定する土地: 畑5筆 10,142㎡ 契約内容は、賃貸借権となっております。
- 3番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する土地:畑3筆 6,887㎡ 契約内容は、賃貸借権となっております。
- 4番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 担い手 利用権を設定する土地:畑2筆 5,524㎡ 契約内容は、賃貸借権となっております。
- 5番 利用権の設定を受ける者:〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する土地:畑2筆 4,219㎡ 契約内容は、賃貸借権となっております。
- 6番 利用権の設定を受ける者: 〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する土地:田2筆 4,274 ㎡ 契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、1番1から6番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

# 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

# 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 18 号 農用地利用配分計画に対する意見について 1 番 1 から 6 番については適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

# 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号 農用地利用配分計画に対する意見についての1番1外9件については、適当であるとの意見に決しました。

# 〇議長

次に、議案第19号 保安林指定に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

#### □事務局

24 ページをお開き下さい。議案第 19 号 保安林指定に係る農業委員会の意見について、 事務手続きについて、ご説明いたします。

- 1、保安林の指定は、その権限の有する農林水産大臣又は都道府県知事がその必要を認めれば指定することができる。
  - 2、保安林は森林を対象として指定することとされている。
- 3、森林法第2条には、森林とは『木竹が集団して育成している土地及び、その土地上にある立木竹及び立竹の集団的な生育に供される土地』と規定されている。
- 4、地目が田畑であっても、その土地が現況において林叢状態を呈している等、森林として利用されている状態にあれば、森林法上の森林ということができるとなっており、保安林に指定することは可能とされる。
- 5、現況が森林状態を呈している土地で地目が田畑となっているかどうかを参考にする外、あらかじめ農業委員会の意見を聞いて手続きを進めることが適当であるとなっております。25ページをお開き下さい。今回、保安林指定(土砂崩壊防備保安林)に係る意見について、令和元年5月20日付けで五島振興局長より、〇〇町〇〇〇〇番、外5筆の農地について照会がありましたので、6月17日に現地確認を行っております。なお、所有者等からの同意書も添付されております。以上です。

#### 〇議長

次に、議案第19号に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第19号に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

#### □ ○○地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 19 号、保安林指定に係る農業委員会の意見について、 当協議会は去る 6 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

### 議案第 19 号

所 在:〇〇町〇〇 〇〇番 外5筆

面 積:2,085 ㎡

上記の農地につきまして、現況が森林状態を呈していると認められるため、保安林に指定されることに支障なしとの意見にすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

# 〇議長

○○地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

# 〇 〇〇委員

対価はあるのか。

#### □事務局

名義は変わらないのでお金は入りません。

#### □事務局

地目変更は県の方でするそうです。今、畑であるのを山林にしたり、原野にしたりということはお聞きしたことがあります。

# 〇議長

それと、保安林としての工事が入るということです。

# 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 19 号に対する地区協議会会長報告は、保安林指定については支障なし、との意見であります。地区協議会会長報告のとおり、農業委員会の意見については、保安林指定については支障なしとの意見とすることに、ご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

# ○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号 保安林指定に係る農業委員会の意見については、支障なしとの意見とすることに決しました。

# 〇議長

次に、議案第20号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

# □事務局

議案第20号 農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。26ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用につい

て 第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。27、28 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、畑 16 筆、合計面積は 13,418 ㎡となっております。以上です。

# 〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

一質疑応答:なし―

# 〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第20号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という発言あり―

# 〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

#### 〇議長

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。 始めに、ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班の報告を行います。

# □事務局 会議等報告・予定地について

- 1. ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班報告について
- 2. 会議等報告・予定について
- 3. 農地利用状況調査(農地パトロール)の実施について
- 4. その他

#### 〇議長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第3回五島 市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

=午後 3時40分 閉会=